

Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンス フレームワーク

株式会社みずほ銀行

2025 年 10 月

ともに挑む。ともに実る。



1. はじめに

1.1 Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンスリリースの背景

- 1992 年 5 月の国連総会で、大気中の温室効果ガス（以下、GHG）の濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択されて以降、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が 2020 年を除き毎年開催されている。

頻発する異常気象への懸念等を受け、2015 年に開催された第 21 回目の同会議（COP21）にて、GHG 排出量削減対策を先進国・途上国が共に推進することを謳った「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標が掲げられた。これをきっかけに「脱炭素」に向けた潮流が加速し、123 カ国・1 地域が「温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること」を意味するカーボンニュートラルの 2050 年までの達成を宣言するに至っている（2025 年 8 月時点）。

日本についても第 1 回目の COP から参加し、第 3 回目の COP で採択された京都議定書、そして上述のパリ協定についても批准をしてきた歴史がある。2020 年 10 月、パリ協定の目標達成に向け 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（2020 年 12 月公表）や「GX 推進法」（2025 年 2 月閣議決定）等を通じた脱炭素の取り組みを推進している。日本のカーボンニュートラル実現に当たっては、国内の GHG 排出量（うちエネルギー起源 CO₂ 排出量）の約 75%を占める産業部門（製造業・農林水産業・工業・建設業）・業務その他部門（第三次産業）及び運輸部門の排出削減が必要であり、そのためには各社の企業努力が不可欠である。

しかしながら、脱炭素技術の開発・導入が十分に進んでいない産業もあり、現行の GHG 排出削減ペースでは 2050 年までのカーボンニュートラル実現には不十分であることが明らかになってきている。これらのことから、カーボンニュートラルの達成には、自社の排出削減に向けた取り組みだけでなく、他者の削減に資する製品・サービスの開発・普及も求められるようになってきている。そこで注目されているのが「削減貢献量」という指標である。

削減貢献量とは、当該製品・サービス（以下、削減貢献ソリューション）が無かった場合に使用されるであろう別の製品・サービス（以下、ベースライン）を自社の削減貢献ソリューションで代替した結果、サプライチェーン上で回避されるライフサイクルの GHG 排出量を指す。ベースラインの例としては、従来市場で使用されていた製品・サービスが挙げられる。この「回避される排出量」は、自社ではなく、ソリューションの使用者や提供者、廃棄・リサイクルの後処理事業者等、バリューチェーン上の他者において削減される排出量であり、また経年変化ではなくベースラインという仮想シナリオとの差分である。よってスコープ 1・2・3 では評価できず、別の概念として開発されたという経緯がある。

〈みずほ〉は、「個人の幸福な生活とそれを支える持続可能な社会・経済」という〈ありたい世界〉の実現のため、10 年後「サステナビリティに向けた動きが加速（世界が有機的につながり、脱炭素化・サーキュラーエコノミーに向けた取り組みが加速）」することを目指す世界として掲げて

いる。創業以来、〈みずほ〉は日本の経済発展のための産業育成に貢献しており、金融・非金融ソリューションを用いてステークホルダーとともに GHG 排出量の削減に寄与していくことを展望している。削減貢献量は、PCAF によるファイナンスド・エミッションの算定基準においても重視されるようになってきており、〈みずほ〉にとっても重要な指標である。融資先企業の販売先の大半は〈みずほ〉の融資先であることから、本商品により削減貢献量に係る取り組みが拡大することを通じ、ファイナンスド・エミッションの削減、ひいては日本のカーボンニュートラル達成につながっていくと考えられる。

〈みずほ〉は金融業界で先駆的に削減貢献量に着目し、2024 年 10 月には『〈みずほ〉削減貢献量フォーカスレポート』を公表の上、取り組みを進めている。その一環として、持続可能な開発のための世界経済人会議（以下、WBCSD）発行のガイダンスや GX リーグによる「気候関連の機会における開示・評価の基本指針」（以下、GX リーグ基本指針）を参考にした独自の「評価モデル」により、企業の削減貢献量に関連する取り組みをスコアリングし、一定のスコア以上を満たした企業に対して融資を行う「Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンス」（以下、本商品）を開発した。

1.2 フレームワーク設定の目的

- 社会全体の GHG 排出削減に資する環境性能の優れた製品・サービス展開への期待を背景として、削減貢献量の概念自体は以前から形成されており、相当数の企業が算定・開示に取り組んできた。主に算定に係るガイドラインも一定数リリースされていたものの、業界または（グローバルに活用されることを展望も）日本国内に特化したものが大半であった。しかし、カーボンニュートラル実現の難しさが明らかとなってきた中、他者の削減に資する製品・サービスの開発や普及を評価する削減貢献量の活用を通じ、脱炭素技術の開発や導入が推進されることに期待が集まってきている。

2023 年に入り WBCSD が特に企業の対外発信に重きを置いた、初のグローバルかつセクター横断のガイダンス「GUIDANCE ON AVOIDED EMISSIONS」をリリースした。2025 年 7 月に早くも第 2 版がリリースされた同ガイダンス（第 1 版・第 2 版併せて以下、WBCSD ガイダンス）は、削減貢献量の活用方法を企業のみならず投資家・政策立案者も加えた 3 者の視点から整理した。企業に対しては削減貢献量の主張に必要な 3 つのゲートを掲げ、これらの充足が削減貢献量を主張するための適格性であると定義した。投資家については、削減貢献量を企業の機会として捉え将来性のある企業の特定と投資決定に活用が可能と記載している。更には国内でも、GX リーグ基本指針の中で企業の気候関連の機会を「気候変動の緩和や適応への貢献など社会へのインパクトの創出を通じてもたらされる企業価値の向上に資する要因」と整理した上で、それを評価する項目として第一に削減貢献量を取り上げられている。また、経済産業省・環境省・金融庁による「官民でトランジション・ファイナンスを推進するためのファイナンスド・エミッションに関するワーキンググループ」が金融機関の脱炭素化の取り組みの評価指標と

して削減貢献量を提示するといった事例も見られる。企業には削減貢献量の開示における適格性が、金融機関にはそれを評価し活用することが、強く求められるようになってきていると言える。ただし、評価の基準となるベースラインは「削減貢献ソリューションが無かった世界」という仮想シナリオであり、その設定に恣意性がないことに対しステークホルダーからの理解を得るには工夫が必要だ。加えて、正当な方法で算定された削減貢献量であっても自社の排出量（スコープ1・2・3）とは別枠と位置付けられている指標であり、その削減・相殺には活用できない点に留意しなければならない。2022年5月、欧州委員会は市場におけるグリーンウォッシュ懸念の高まりを踏まえて、欧州銀行監督機構に対して情報提供を要請し、2023年5月、欧州銀行監督機構は進捗報告書を提出した。当該進捗報告書においては、足許のグリーンウォッシュ問題への評価に加え、今後の対処に向けた提案等も示されている。

- 以上のサステナブルファイナンス市場を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、本商品が真にインパクトファイナンスの要件を満たすことを明確化するために、本フレームワークを策定した。本フレームワークは、カーボンニュートラル達成に向けた本商品をインパクトファイナンスの一種と捉え、その考え方およびインパクト評価方法について示すことを目的として作成したものである。

なお、本フレームワークは、今後もその評価方法について検討を重ねていく予定であり、適宜、社会の変化に対応した内容に変更を行っていくものである。

1.3 インパクト評価の基本的考え方との整合性

- インパクトファイナンスはその具体的な取り組み促進のため、国際金融公社（IFC）、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）、インパクト・マネジメント・プロジェクト（IMP）、グローバルインパクト投資ネットワーク（GIIN）といった様々な国際イニシアティブによってその考え方やツールが開発、提供されている。「インパクトファイナンス」とは環境省の提示する「インパクトファイナンスの基本的考え方」に従い、次の4つの要素を満たすものとされている。

<インパクトファイナンスの定義：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」より抜粋>

- | |
|---|
| 要素①投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの |
| 要素②インパクトの評価及びモニタリングを行うもの |
| 要素③インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの |
| 要素④中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの |

- 要素①

- 本商品は、企業等における開示情報から事業活動における削減貢献量のインパクトに関して、後述する評価領域・項目（項番 2.5）を設定し、当該基準に基づいた一定の認定と公表、評価レポートのフィードバック、年次のモニタリング、企業へのエンゲージメントを行うことで、削減貢献量に関連する開示の社会的浸透を図り、脱炭素社会への移行実現を目指すものである。
- 具体的には、脱炭素社会への移行実現をめざす観点から、評価対象企業の削減貢献量開示を通じたその取り組みの拡大を直接的なポジティブインパクトとし、当該企業が削減貢献量を開示していない企業の取り組みを牽引し、削減貢献量の開示および取り組みの拡大に至ることを間接的なポジティブインパクトとして設定する。評価モデルは、削減貢献量の開示とその前提となる GHG 排出量（スコープ 1・2・3）削減の取り組みという 2 つの観点から構成した。評価領域としては、直接的なポジティブインパクトの創出を企図する「削減貢献量の開示および目標設定」（WBCSD ガイダンスにおけるピラー B）、削減貢献量の前提となる GHG 排出量の削減（WBCSD ガイダンスにおけるピラー A）として「GHG 排出量の開示および実績」、企業としてこれらの取り組みを担保する「企業経営者のコミットメント」を設定する。
- 重大なネガティブインパクトについては、評価対象企業に対してヒアリングを行い、ネガティブインパクトが発生していないこと、もしくは発生している場合は適切な緩和・管理がなされていることを確認した上で評価を行う。また、一定以上の評価を得た企業のみを提供を行う商品性であることから、この点においても重大なネガティブインパクトの緩和・管理がなされている。

- 要素②

- 当該企業の申請時の削減貢献量に関連する取り組みについて、評価モデルに基づくスコアリングを行う。本商品は、個別企業に対して年次のモニタリングを通じて取り組みの進展を示し、自己点検できるものとなっている。

- 要素③

- 当該企業に対して、認定に関する結果および評価内容が含まれる評価レポートのフィードバックを行う。また、年次で前年度における認定状況の他、案件の取り組み状況等を踏まえ、融資を行った企業の全体的な傾向および取り組みの進展状況の推移等について情報開示を行う。

- 要素④

- 通常の貸出業務同様、貸出審査によるリスク判断を行いつつ、まずは本商品による貸出収益を見込む。その上で、本商品単体での取引に留まらず、本商品の「提案・組成・モニタリング」の各過程を通じ、企業の環境面を含むサステナビリティ戦略を確りと理解し、伴走することでリレーション強化を図る。そして、今後の成長戦略の過程で、金融・非

金融のサービスをみずほグループ全体で提供することで、リターンを確保することを想定している。

- なお、本フレームワークは、独立した外部機関である株式会社日本格付研究所より、上記「インパクトファイナンスの基本的考え方」との適合性に関する第三者意見を取得している。

2. 商品概要および評価

2.1 Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンスの商品概要

- 本商品の目指すところは、削減貢献量に係る開示の取り組みの拡大を通じたポジティブインパクトの創出である。その取り組みを測る指標として GX リーグ基本指針において推奨される削減貢献量の開示内容（以下、推奨開示内容）を参照した。GX リーグ基本指針はカーボンニュートラル実現に向けて、企業には社会全体の排出削減に貢献しうる製品・サービスの供給が求められており、その促進のためには企業が自らの取り組みを開示し、金融機関等がその開示情報を評価に活用、そして必要な資金が当該企業や取り組みに供給される仕組みの構築が不可欠としている。この点に〈みずほ〉は賛同していることから、推奨開示内容を網羅し且つ実務上合理的に評価可能な評価項目（項番 2.5）を設定し、より多くの項目を満たしている企業ほど高い評価となる仕組みとしている。
- 具体的な商品性としては、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（以下、MHRT）が開発した評価モデルを用いて、みずほ銀行サステナブルプロダクツ部評価担当（以下、みずほ銀行所管部）が企業毎に取り組みや開示状況をスコアリングし、一定のスコア以上を満たした企業に対し、みずほ銀行が融資を行うものである。みずほ銀行は、融資期間中のモニタリングを通じ、企業のスコア改善や維持に向けた助言も行う。気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識している。〈みずほ〉は、企業等との対話を通じてコンサルティング機能を発揮し、脱炭素社会への移行に向けて気候変動への対応に積極的に取り組んでいる。その一環として開発した本商品は、削減貢献量に着目して企業の気候関連機会への取り組みを評価し、積極的に取り組む企業に対し、資金調達や助言を行いさらなる取り組みを促進するものである。
- MHRT がこれまで官公庁や民間企業向けのリサーチやコンサルティング業務を通じて培ってきた知見に基づき作成した評価モデルに従って、みずほ銀行所管部がスコアリングを行い、AA・A・B・C・D の 5 段階で各企業の削減貢献量に関連する情報開示への取り組み状況を評価する。本商品は、A 以上の評価を取得した企業に提供可能なファイナンス商品である。
また、A 以上の評価を取得した企業のうち、当該企業の意向がある場合に以下のいずれか、もしくは両方を KPI として設定する。

- SBT 認定もしくはそれに準ずる GHG 排出に関する削減目標（スコープ 1+2）
- 削減貢献ソリューションに関する収益・販売数量目標、もしくは全社の販売収益や売上高等に占める削減貢献ソリューションの割合目標

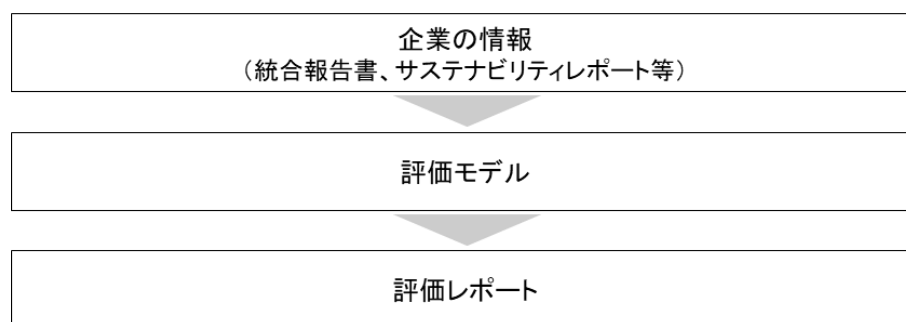
MHRT が開発した評価モデルでは、削減貢献量に関するインパクト指標を評価項目としているため、これらの指標が評価領域として認識される。

2.2 評価の全体像

- 上記「1.3 インパクト評価の基本的考え方との整合性」に記載の通り、本商品の評価モデルは、削減貢献量とその前提となる GHG 排出量（スコープ 1・2・3）の取り組みの 2 つの観点から構成した。モデルの構成に当たっては、前述の WBCSD ガイダンスにおける「原則」「削減貢献量の位置づけ」「正当性確保のための 3 つのゲート」、GX リーグ基本指針における「削減貢献量に係る推奨開示内容」等を参照している。
- 実際の評価手順としては、当該企業の環境経営の開示と実践状況について、みずほ銀行所管部が申請時の企業の情報より上記評価モデルに基づいて初期的な評価を実施。みずほ銀行の営業部店から正式評価の要請があった場合には、詳細な評価レポートを作成し、フィードバックを行う。また、評価結果を基に本商品の融資契約締結を行った企業においては、年次モニタリングの対象とした上で、取り組みの進捗等を把握した評価レポートを作成し、当該企業等に対してフィードバックを行う。

なお、詳細は「評価体制（項番 2.3）」、「評価手順（項番 2.4）」および「評価領域・項目（項番 2.5）」で後述する。

（図表 1 評価の全体像）



(図表 2 評価領域と項目)

評価領域・項目			外部ガイダンス等の参照箇所
領域	評価項目		
ネガチェック	ソリューションの適格性		「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate2 「GX リーグ基本指針」推奨開示内容の「適格性」「当該製品・サービスの供給/利用に伴い想定される悪影響」
	負の影響の確認		「WBCSD ガイダンス」報告に関するガイドライン 「GX リーグ基本指針」推奨開示内容の「当該製品・サービスの供給/利用に伴い想定される悪影響」
	GHG インベントリとの明確な区別		「WBCSD ガイダンス」報告に関するガイドライン 「GX リーグ基本指針」開示にあたっての考え方/指針原則 01
企業経営者のコミットメント	1	SBT 認定／コミット状況	「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate1 「GX リーグ基本指針」機会の開示前提
	2	GHG 排出量に関する環境中長期ビジョン策定内容 (総量目標での 2030 年・2050 年ビジョン)	「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate1 「GX リーグ基本指針」機会の開示前提
	3	GHG 排出量に関する環境中長期ビジョン策定内容 (1.5℃目標・2℃目標の有無)	「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate1 「GX リーグ基本指針」機会の開示前提
	4	スコープ 3 目標の有無	「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate1 「GX リーグ基本指針」機会の開示前提
GHG 排出量の開示および実績	5	GHG 排出量 (スコープ 1+2)	「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate1 「GX リーグ基本指針」機会の開示前提
	6	GHG 排出量 (スコープ 3)	「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate1 「GX リーグ基本指針」機会の開示前提
	7	重大なネガティブインパクトの緩和・管理の開示	「WBCSD ガイダンス」報告に関するガイドライン

削減貢献量の 開示および目 標設定			「GX リーグ基本指針」推奨開示内容の「当該製品・サービスの供給/利用に伴い想定される悪影響」
	8	削減貢献量の開示状況	「WBCSD ガイダンス」正当性確保のための Gate1 「GX リーグ基本指針」推奨開示内容の「定量結果」
	9	削減貢献ソリューションの開示状況	「WBCSD ガイダンス」報告に関するガイドライン 「GX リーグ基本指針」推奨開示内容の「対象商品」「適格性」「算定方法」
	10	削減貢献量のベースラインの開示状況	「WBCSD ガイダンス」報告に関するガイドライン 「GX リーグ基本指針」推奨開示内容の「適格性」「算定方法」
	11	削減貢献量の目標設定状況	「WBCSD ガイダンス」報告に関するガイドライン

2.3 評価体制

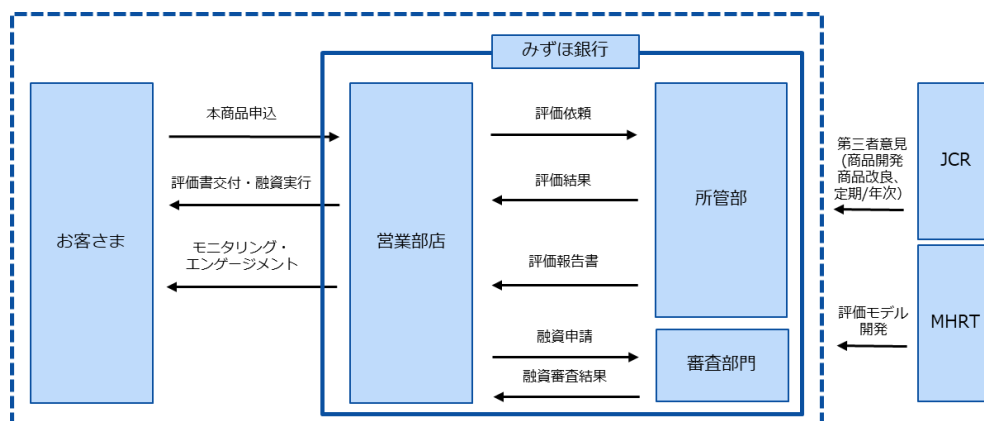
- みずほ銀行の各営業部店の RM は、みずほ銀行所管部に初期サーベ이의依頼を行う。
- みずほ銀行所管部は、設定した評価領域・項目の基準に従って評価を行い、対象企業の初期サーベイ結果を営業部店に還元する。
- みずほ銀行所管部から初期サーベイ結果の伝達を受けた営業部店は、A 以上の評価の場合、正式に本商品を対象企業に対し提案が可能となる。

※なお、A 未満の評価の場合でも、初期サーベ이의結果およびポイントをみずほ銀行所管部から営業店に還元する。当該還元を受けた営業部店は、対象企業のニーズや取り組み状況に応じ、今後の環境配慮に関する取り組み方針等についての対話・戦略策定や開示等に関する支援等を行いながら、継続的に状況をフォローする。その後、対象企業の環境配慮に関する取り組みの進捗に応じ、再度初期サーベいを実施することを想定している。

- 対象企業から本商品での資金調達要請を受けた後（商品理解度の確認を含む）、営業部店の RM は、みずほ銀行所管部に正式評価を依頼する。
- みずほ銀行所管部は後述する「評価手順」に従って評価を行い、当該評価が A 以上の場合に限り、評価書を踏まえてみずほ銀行所管部、審査部門および営業部店の判断にて貸付を実行する。評価については、みずほ銀行所管部が実施し、みずほ銀行所管部以外の部署が評価に関与することはない。

- なお、評価を行った企業に対しては、その取り組みの進展を確認するためにみずほ銀行所管部が年次でモニタリングを行い、その結果は営業部店が対象企業に対して説明するなどエンゲージメントを行うことで、対象企業の環境配慮に対する取り組みの進捗を図る。

(図表 3 評価体制)



2.4 評価手順

- 前述のように、みずほ銀行営業部店の依頼に基づきみずほ銀行所管部が初期サーベイを行った上で、対象企業の要請を受けた後に以下の評価領域・項目に関して正式評価を行う。なお、みずほ銀行所管部は、当該組織内で上記の基本的な指標の開示状況に関するサーベイについて説明、研修を行うことで、初期スクリーニングの精度を高める。
- 初期サーベイおよび正式依頼については、みずほ銀行所管部に所属する者が一次評価を行い、十分な業務経験を持つ者が最終チェックを行う体制をとる。
- みずほ銀行所管部内の評価においては、評価者の個別判断を介在させず、あらかじめ定めた客観的基準に従い評価を行うものとする。

2.5 評価領域・項目

- 本商品において削減貢献量とは、従来使用されていた製品・サービス（＝ベースライン）を自社の製品・サービスで代替した結果、サプライチェーン上で回避されるライフサイクルの GHG 排出量を定量化する考え方である。換言すると、「ソリューションにより発生しているまたは発生するであろう GHG 排出量と、ソリューションがなければ発生したであろう GHG 排出量との差（『プラス』の影響）」であり、これを本商品における削減貢献量と定義する。
- そのうえで、本商品における評価領域・項目は以下の通り。

【ネガチェック】

- ソリューションの適格性
- 負の影響の確認
- GHG インベントリとの明確な区別

【企業経営者のコミットメント】

- SBT 認定／コミット状況
- GHG 排出量に関する環境中長期ビジョン策定内容

【GHG 排出量の開示および実績】

- GHG 排出量（スコープ 1+2）
- GHG 排出量（スコープ 3）

【削減貢献量の開示および目標設定】

- 重大なネガティブインパクトの緩和・管理の開示状況
 - 削減貢献量の開示状況
 - 削減貢献ソリューションの開示状況
 - 削減貢献量のベースラインの開示状況
 - 削減貢献量の目標設定状況
- 本商品において参照している GX リーグにおける推奨開示内容（図表 4）と評価項目との対応関係について下記の通り記載する。なお、各項目の対応関係については図表 5 に示す通りである。

(図表 4 推奨開示内容)

開示内容	概要	想定される記載事項例
対象商品	・削減貢献量を算定する対象を明確にするために対象商品やその機能等の詳細。	・算定対象となる製品・サービス ・企業単位で複数の製品・サービスの削減貢献量を累積で報告する場合は対象が企業の収益に占める割合
適格性	・当該商品・サービスが削減貢献量の対象とする要素をどのように満たしているか、適格性を担保する説明。	・当該商品・サービスがどの段階での削減に寄与しているか(可能な場合は寄与率を開示することも可能) ・適格性の要素との整合性
算定方法	・開示した数値の信頼性やその算定方法の透明性を担保するための手法等の説明。 ・算定方法については、寄与率の考え方等合意されていない点があるため、現時点で可能な範囲で算定し、不確実性等については算定方法やその他項目で補足すること。	・ベースラインとその設定根拠 ・算定期間 ・算定方法と参照したガイドライン(ガイドラインと一部異なる方法を採用した場合はその点を明示することも考えられる)
定量結果	・算定方法を用いて実際に算出された削減貢献量の値。	・定量結果
当該製品・サービスの供給/利用に伴い想定される悪影響	・気候変動以外に対する影響について検討をしているか、また悪影響が想定される場合はその対策を行っているかの説明。	・検討有無 記載例：●●(製品名)について、気候変動以外の環境や社会に悪影響を及ぼさないことを確認した ・該当する場合は想定される影響と対策
その他	・第三者検証の取得有無 [※] や算定における留意点や不確実性等評価者が認識すべき事項の記載。 ・第三者検証の取得を求めるものではないが、取得有無を明確に記載することは推奨される。	・第三者検証取得有無 記載例：削減貢献量の検証方法が確立されていないため、当社は検証を現時点では取得せず、第三者が信頼性を確認できるよう算定方法を●●に示した。

(出所：GX リーグ基本指針)

➤ 対象商品

- 算定対象となる製品・サービスや、企業単位で複数の製品・サービスの削減貢献量を累積で報告する場合は対象が企業の収益に占める割合の開示が想定されている。当該項目については、本商品における評価項目のうち評価対象ソリューションの概要及びその普及シナリオを評価する「削減貢献ソリューションの開示状況」、さらに削減貢献ソリューションに係る販売金額・数量等の目標有無及び目標がある場合の評価対象企業の連結決算に対する影響度合い・比率の開示を評価する「削減貢献量の目標設定状況」にて評価を実施。

➤ 適格性

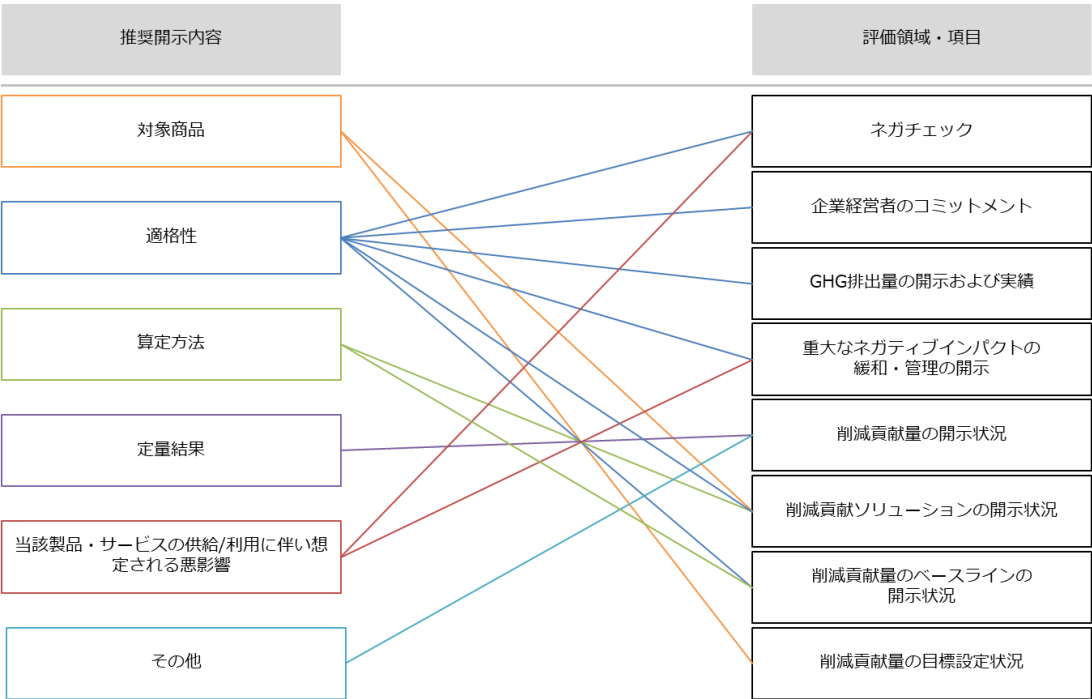
- GX リーグ基本指針は削減貢献量の開示において、自社の排出削減努力を前提とし、そのうえで削減貢献量を算定する製品・サービスが適格性を満たすことを求めている。その適格性とは「社会の脱炭素化に貢献すること」(GX リーグ基本指針第 2 章 3 節 1) および「製品・サービスが削減貢献に何等かの役割を果たしていること」(同第 2 章 3 節 2) であり、この 2 点について開示を行うことが推奨されている。本商品においては、それぞれ以下の通り対応している。
 - － 自社の排出削減努力：「企業経営者のコミットメント」や「GHG 排出量の開示および実績」に対応

- 社会の脱炭素化に貢献すること：
ネガチェックにおける確認や「削減貢献量のベースラインの開示状況」に対応
- 製品・サービスが削減貢献に何等かの役割を果たしていること：
「削減貢献ソリューション」および「削減貢献量のベースラインの開示状況」に対応

当該要件を十分に満たすという観点では本来的にはこの2点での対応のみでは不十分であるが、現状における企業の開示状況を踏まえ、まずはベースラインに係る開示を充足することを最初のステップと捉えて本商品の評価項目としている。GXリーグ基本指針第2章3節2（製品・サービスが削減貢献に何等かの役割を果たしていること）についてはベースラインに係る説明がなされることにより、削減貢献の役割を果たすと確認できることで要件を充足していると整理。

- 算定方法
 - 「算定方法」における想定される記載事項例においてもベースラインとその設定根拠等が記載されており、「削減貢献ソリューションの開示状況」および「削減貢献量のベースラインの開示状況」にてソリューション概要・普及シナリオ・ベースラインに係る開示を評価することで対応。
- 定量結果
 - 「削減貢献量の開示状況」にて、削減貢献量の定量結果の開示状況を評価。
- 当該製品・サービスの供給/利用に伴い想定される悪影響
 - ネガチェックとして重大なネガティブインパクトの有無および緩和・管理を確認する他、当該悪影響の開示有無については「重大なネガティブインパクトの緩和・管理の開示」にて評価。
- その他
 - 第三者検証取得有無について「削減貢献量の開示状況」にて評価。

(図表 5 推奨開示内容と評価領域・項目との対応関係)



3. モニタリング

- 原則、年次でモニタリング（評価内容の見直し）を行い、評価結果を対象企業に還元することを目的とする。モニタリングは、営業部店 RM とみずほ銀行所管部により実施するが、具体的な流れは下記の通り。
- 本商品の契約締結中の企業に対し、みずほ銀行所管部が年次で開示状況を基に評価の見直しを行い、評価報告書を作成する。
- 営業部店 RM は当該評価報告書の内容を確認した上で、対象企業に評価結果を還元しつつ、削減貢献量関連の取り組み状況を進展させるべく深度あるエンゲージメントを実施する。

4. 情報開示

- 前年度における本商品の概要について、原則ウェブサイト上年次で情報開示を行うことを予定している。開示内容は、認定状況（組成件数）と案件の取り組み状況等を踏まえ、評価を行った企業の全体的な傾向および取り組みの進捗状況の推移等を予定している。

以上